

不測時の食料安全保障の強化のための新たな法的枠組みの創設

- **世界的な食料需給の変化と生産の不安定化**により、食料供給が大幅に減少するリスクが増大し、**国民生活・国民経済に深刻な影響**が生じ得る。
- 国民生活・国民経済への影響の程度に応じ、**早期から食料供給確保の措置を実施**する必要。

事態の段階

【平時】

政府の体制

平時・不測時に実施する取組の方針を整理
農林水産大臣による情報収集

主な措置

<国内外の情報収集>

- 国内外の食料需給の調査
- 民間（製造・流通）在庫の把握（報告徴収・調査等）

【食料供給困難の兆候発生】

- 食料の供給減少に繋がる事象が発生し、食料供給困難事態が**発生するおそれ**があることが明確化

【政府対策本部】

- **総理大臣が設置**（農林水産大臣の報告をもとに決定）
 - 総理と全閣僚により構成
- 政府本部の下で、**事態の深刻度**に応じ、関係省庁が行う必要な対策の実施方針を決定。

<民間の自主的な取組の要請>

- 消費者に対する働きかけ（買い急ぎの抑制・フードロスの削減等）
- **出荷・販売の調整**（売惜しみ防止・仕向け先調整等の計画的出荷）
- **輸入の拡大**
- **生産の拡大**（出荷や輸入によっても必要量を確保できない場合）

の要請

【食料供給困難による影響発生】

- **重要な食料品目（米、麦、大豆等を想定）**の供給が**大幅に不足**し、又は**不足するおそれ**が高いため、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に**実体上の支障が生じている事態**
〔基準〕・平時と比べた供給量が2割以上減少する（おそれ）
・国民生活・国民経済への支障の発生（買占め、価格高騰など）

<本部による宣言>

- 事態の進行に応じ実施方針を見直し

<国による食料供給確保の指示>

- **出荷・販売の調整**（計画的な出荷等）
- **輸入の拡大**
- **生産の拡大**※ 他の品目の生産を減らさないよう実施
⇒ 事業者は計画を作成・届出
⇩（これらの措置でも確保できない場合）
- **計画変更の指示**
⇒ 事業者は計画を変更し、計画に沿った事業を実施

計画作成指示

【最低限度必要とする食料が不足するおそれ】

- 特に国民生活面での**重大な支障のおそれ**
〔基準〕・1人1日当たりの供給熱量が現在の摂取カロリーである1,900kcalを下回る（おそれ）

<本部による宣言>

- 事態の進行に応じ実施方針を見直し

<熱量を重視した食料の生産・配分>

- **生産転換の要請・指示**
※ 熱量重視の生産を要請。要請での対応が困難な場合には、計画作成指示、計画変更指示を実施
- **割当て・配給の実施**（国民生活安定緊急措置法）

インセンティブ措置により輸入・生産等を支援
深刻な事態においても要請を基本に対応